

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認秋田地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②のうち、平成4年4月30日から同年5月7日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年5月7日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年10月1日から4年4月30日まで
② 平成4年4月30日から5年6月1日まで

申立期間①について、株式会社Aでの報酬月額は28万円であったと思うが、標準報酬月額が8万6,000円となっている。

また、申立期間②については、平成5年6月1日まで正社員として株式会社Aに勤務したはずであるが、厚生年金保険の加入記録は4年4月30日までとなっている。次の職場に転職するまで1年の空白期間はあり得ないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されていたところ、株式会社Aが厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成4年4月30日）の後の同年5月7日付けで、3年10月1日に遡及して8万6,000円に引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な

記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額
は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 26 万円に訂正することが必要
である。

一方、申立人は、「申立期間①の標準報酬月額については、28 万円であつ
た。」と主張しているが、オンライン記録では、申立期間①よりも前の標準
報酬月額は 28 万円であったものの、平成 3 年 10 月 1 日の定時決定において
26 万円に改定されていることが確認できる上、申立期間①について、申立人
が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確
認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周
辺事情も見当たらないことから、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年
金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「昭和 62 年 5 月 1 日から平成 5 年 6 月
1 日までの期間において、正社員として株式会社 A に勤務したはずであ
る。」と主張しているところ、戸籍の附票から、申立人が 5 年 5 月 29 日に
B 都道府県から C 市町村へ転居していることが確認できること、及び当時の
監査役の証言から、申立人は、5 年頃まで同社に勤務していたことが推認で
きる。

一方、申立期間②のうち、平成 4 年 4 月 30 日から同年 5 月 7 日までの期
間について、オンライン記録によると、株式会社 A が厚生年金保険の適用事
業所ではなくなった日（4 年 4 月 30 日）の後の同年 5 月 7 日付けで、申立
人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が、同年 4 月 30 日と記録され、前
述のとおり、申立期間①の標準報酬月額について、遡って減額訂正されてい
ることが確認できる。

しかしながら、株式会社 A に係る商業登記簿謄本では、上記処理日に同社
は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年
金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の
適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の株式会社 A における資格喪
失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なも
のとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日は、当該処
理日である平成 4 年 5 月 7 日に訂正することが必要である。

また、当該期間の標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当
初届け出た平成 4 年 3 月のオンライン記録から、26 万円とすることが妥当で
ある。

申立期間②のうち、平成 4 年 5 月 7 日から 5 年 6 月 1 日までの期間につい
て、申立人は、上記のとおり、5 年頃まで株式会社 A に勤務していたことは
推認できるものの、オンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適
用事業所ではなくなっており、同社の代表取締役及び監査役は、「給与から

の厚生年金保険料控除については、資料が無く不明である。」と述べている上、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった時点で、同社の厚生年金保険の被保険者は申立人のみであったことから、厚生年金保険料の控除について、同僚から聴取することができない。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から同年6月までの期間及び47年9月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年4月から同年6月まで
② 昭和47年9月から49年3月まで

私が昭和47年4月に出稼ぎから帰った後、母が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと聞いていたが、申立期間の国民年金保険料が未納となっているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、「昭和47年4月に出稼ぎから帰った後、母が私の国民年金の加入手続を行い、その後の保険料を納付してくれていたと聞いている。」と主張している。

しかしながら、申立人の母親から聴取したものの、母親は、「当時の息子の国民年金については、何も覚えていない。」と述べている上、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和49年8月20日であり、20歳到達時の47年*月*日に遡及して資格を取得していることが確認できることから、申立人の主張とは一致しない。

なお、現在のオンライン記録では、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は昭和47年4月15日とされ、46年11月8日から47年4月15日までの期間及び申立期間①と②の間の期間は、厚生年金保険の加入期間とされているが、これは、平成19年2月13日付けで、社会保険事務所（当時）において訂正処理したことによるものであり、当該訂正処理が行われるまでは、昭和47年*月*日から49年4月1日までの期間については、国民年金の加入期間（保険料は、未納）として管理されていたものである。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れた時点（昭和 49 年 8 月 20 日）では、時効により国民年金保険料を納付することができなかった。

一方、申立期間②については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、過年度保険料として納付が可能であったものの、遡及して当該期間の国民年金保険料を納付したとの主張は無い上、現金納付者名簿を確認したが、過年度保険料として納付した記録もみられない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の母親が、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年10月1日から59年7月1日まで
② 昭和62年8月1日から63年3月13日まで

私は、昭和46年5月1日から63年3月13日までの期間において、A株式会社（現在は、株式会社B）に工事現場の監督として勤務した。退職するまで給与は下がったことがないのに、申立期間①及び②の標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額を下回っているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「毎年4月に定期昇給し、残業はしてもしなくても40時間と報告していたので、退職するまで給与は下がることがなかったが、昭和58年10月1日から59年7月1日までの期間及び62年8月1日から63年3月13日までの期間の標準報酬月額が、改定前の標準報酬月額を下回っているので、訂正してほしい。」と主張している。

しかしながら、株式会社Bでは、「平成8年以前のA株式会社に係る人事記録、給与台帳及び厚生年金保険関係の資料は残っていない。しかし、毎年4月に定期昇給があり、基本給は下がることがなかったが、残業手当の減少や、現場から内勤になった場合の現場手当のカットがあったので、標準報酬月額が下がることはあった。」と回答している。

また、申立人は、「昭和57年か58年頃に工員から職員になり、残業手当が抑えられたが、標準報酬月額が下がるはずがない。」と主張しているところ、株式会社Bが保管する従業員名簿から、申立人は、50年5月21日に工員から職員になっていることが確認でき、同名簿から、申立人と同時期に工員から職員になった者が複数確認できるところ、これらの同僚は、「工員から職員になると残業手当が抑えられたが、職員労働組合ができてから実績支

給となり、給与は上がったり下がったりした。」、「残業時間は、労働組合との協定で一定時間を超えた分はカットすることになっていたが、実際は実績支給であった。」と証言しており、オンライン記録から、当該同僚についても、職員になった50年5月21日以降において、標準報酬月額が下がっている期間があることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②当時、A株式会社は、C健康保険組合に加入していたところ、申立人の健康保険組合の標準報酬月額の記録は、厚生年金保険の記録と全て一致していることが確認できる。

加えて、事業所別被保険者名簿とオンライン記録の標準報酬月額の記録は一致している上、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡も見当たらない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。